

スルガ Visa デビットカード会員規約

第1条（会員）

1. スルガ銀行株式会社（以下「当社」という。）に普通預金（総合口座取引の普通預金を含む。）口座を開設し、本規約を承認のうえ、当社が運営するデビットカード取引システム（以下「カードシステム」という。）への入会を申し込まれた方で、当社が入会を承認した方を本会員とします。
2. 本会員が自己の代理人として指定し、本規約に関する一切の責任（本会員に帰属するものは除く。）を負うことを承認のうえ、入会を申し込まれた当該本会員の家族で、当社が入会を承認した方を家族会員とします。
3. 本会員と家族会員を併せて会員といいます。
4. 家族会員は、本会員が退会その他の理由で会員資格を喪失したときは、当然、会員資格を喪失するものとします。
5. 本会員が家族会員に対する代理人の指定を撤回・取り消すときは、第13条第3項に定める所定の方法により届け出るものとし、本会員は、この届出以前には家族会員の代理権が消滅したことを当社に対して主張することはできません。
6. 本会員と当社との契約は、当社が入会を認めたときに成立します。

第2条（適用範囲）

本規約においてデビット取引とは、本会員がカードシステムの決済口座として前条第1項に定める普通預金口座（以下「預金口座」という。）を設定したうえ、次の各号に定める加盟店（以下「加盟店」という。）において、会員が当該加盟店から商品を購入または役務の提供を受けることに伴い（以下「売買取引」という。）、本会員に発生する当該加盟店に対する債務（以下「売買取引債務」という。）を、預金口座から預金を引き落とすことによって弁済する取引をいい、各種提携カードを含めデビット取引を行なうために提示するカードをV i s a デビットカード（以下「カード」という。）といいます。デビット取引ならびにデビット取引に付随して発生する取引については、本規約を適用します。ただし、当社が適当でないと判断した加盟店については、この限りではありません。

- (1) 当社の加盟店。
- (2) 当社と提携のクレジット会社の加盟店（以下「提携クレジット会社」という。）。
- (3) V i s a と提携した金融機関・クレジット会社の加盟店。

第3条（カードの発行と管理）

1. 当社は、会員に対し、当社が会員氏名・会員番号・カードの有効期限等（以下「カード情報」という。）を表示したカード（このうち家族会員に貸与されるカードを「家族カード」という。）を貸与します。
2. 会員は、当社からカードを貸与されたときは、ただちに当該カードの署名欄に自署をするものとします。
3. カードは、カード裏面の署名欄に自署した会員本人以外は使用できないものとします。また、会員は善良なる管理者の注意をもってカードならびにカード情報を使用・管理するものとします。
4. カードの所有権は当社に帰属します。会員は、カードを他人に貸与、譲渡および質入れする等カードの占有を第三者に移転させることや、カード情報を第三者に使用させることは一切できないものとします。
5. 家族会員による家族カードならびにカード情報の利用は、すべて本会員の代理人としての利用となり、当該家族カードならびにカード情報の利用に基づく一切の売買取引債務は、本会員に帰属するものとします。このとき、家族会員は、本会員が当

社に対し家族カードの利用内容・利用状況等を問い合わせたとき、当社が本会員に家族カードの利用内容・利用状況等を開示することをあらかじめ承諾するものとします。

6. 本会員は、自ら本規約を遵守するほか、家族会員に対し本規約を遵守させるものとし、家族会員が本規約に違反したことによる損害（本条第2項、第3項、第4項の違反に伴う損害を含むが、これに限られない。）については、当該本会員がその責を負うものとします。
7. 当社は、会員のカードまたはカード情報が第三者によって不正使用されている、またはそのおそれがあると判断したとき、会員に通知することなく会員のカードを無効とすることができるものとします。カードが無効になったときにおいて、会員が、当社の行なう不正使用に関する調査に協力し、当社所定の方法により本人利用確認ができたときには、当社は当該無効登録を解除し、また、本人利用確認ができないときでも、当社が認めたときには、当社は当該会員に対し新たにカードを発行することができるものとします。
8. カードの種類や発行体系により別途特約があるときは、その特約に従うものとします。

第4条（カードの有効期限）

1. カードの有効期限は当社が定めるものとし、カード表面に記載した月の末日までとします。
2. カードの有効期限までに退会の申出がない会員で、当社が審査のうえ、引き続き会員として認める方に対し、有効期限を更新した新カードと会員規約書面を送付します。
3. カードの有効期限内であっても、発行後1年間利用がない等の理由により当社が必要と判断したときは、カード機能を停止したうえでキャッシュカードへの切替を行なうことができるものとします。
4. 有効期限内におけるカード利用によるデビット取引の決済については、有効期限経過後あるいは第12条に定める会員資格の取消しとなった後においても本規約を適用するものとします。

第5条（暗証番号、パスワード）

1. 会員はカードの暗証番号（4桁の数字）を当社に登録するものとします。
2. 会員は、当社所定の方法によりカードの暗証番号を変更できるものとします。ただし、ICカード（ICチップを搭載したカード）の暗証番号を変更するときは、カードの再発行手続が必要となります。
3. 当社は、当社所定の方法により電話取引用のパスワード（4桁の数字）に登録し、会員に通知するものとします。会員は、当社所定の方法により電話取引用のパスワードを変更できるものとします。電話取引の内容は第18条第1項に定めるものとします。
4. 当社は、当社所定の方法によりインターネット取引用のパスワード（6～15桁の英数字）に登録し、会員に通知するものとします。会員は、当社所定の方法によりインターネット取引用のパスワードを変更できるものとします。インターネット取引の内容は第18条第1項に定めるものとします。
5. 会員は、本条第1項に定める暗証番号ならびに第3項および第4項に定めるパスワードについて新規登録あるいは変更するとき、「0000」、「9999」等の同一数字全桁または生年月日、電話番号等第三者に容易に推測される番号は設定できないものとします。
6. 会員は、カードの暗証番号、電話取引用のパスワード、インターネット取引用のパスワードを他人に知られないよう、善良なる管理者の注意をもって管理するものと

します。当社に責のあるときを除き、本会員はこれら登録された暗証番号ならびにパスワードが使用されて生じた一切の債務、損害等については、自己でその責を負うものとします。

第6条（カードの利用方法）

1. 会員は、加盟店にカードを提示し、デビット取引に係る機能を備えた端末機（以下「端末機」という。）にカード情報を読み取らせ、所定の売上票にカード裏面署名と同じ署名を行なうことにより、売買取引を行なうことができます。なお、当社が適当と認めた加盟店においては、売上票への署名を省略することにより売買取引を行なうことができます。V i s aマークのある加盟店でご利用いただけます。ただし、加盟店であっても提供する商品（サービス含む）により、V i s aカード決済ができないこともあります。また、各国の法令などによりV i s aカード決済が制限されるときもございます。
2. コンピューター通信・インターネット等のオンラインによって取引を行なう加盟店において売買取引を行なうときには、会員は、カードの提示、売上票への署名に代えて、カード情報をオンライン上で当該加盟店に送付する等当社が適当と認める方法により、売買取引を行なうことができます。また、通信販売等を行なう加盟店において売買取引を行なうときには、会員は、カード情報をファックスやハガキで当該加盟店に送付する等当社が適当と認める方法により、売買取引を行なうことができます。
3. カードがICカード（ICチップを搭載したカード）のときで、当社が指定する加盟店において売買取引を行なうときには、会員は、売上票への署名に代えて、当該加盟店に設置されている端末機にカードの暗証番号を入力する等当社が適当と認める方法により、売買取引を行なうことができます。ただし、端末機の故障等のとき、または別途当社が適当と認める方法を定めているときには、ほかの方法でカードを利用していただくことがあります。
4. 会員は、当社が適当と認めたときには、会員がカード情報を事前に加盟店に登録する方法により、通信サービス料金、その他継続的に発生する各種利用代金の決済手段としてカードを利用することができます。このとき、会員は自身の責任においてカード情報を事前に加盟店に登録するものとし、カードの再発行や更新、種別変更等により、当該登録内容に変更があったとき、退会または会員資格の取消し等により会員資格を喪失したときは、会員がその旨を当該加盟店に通知し、決済手段の変更手続を行なうものとします。また、当社が必要であると判断したときに、会員に代わって当社がカード情報の変更ならびにカードの無効情報等を加盟店に対して通知するときがあることを、会員はあらかじめ承諾するものとします。
5. カードの利用に際しては、原則として、当社の承認を得るものとします。ただし、利用金額・購入商品・権利および提供を受ける役務の種類によってはこの限りではありません。このとき、会員は、加盟店が当社に対してカード利用に関する照会を行なうことをあらかじめ承諾するものとします。
6. 会員のカード利用状況、または会員の決済状況等から当社が適当でないと判断したとき、当社はカードの利用をお断りすることができるものとします。また、貴金属・金券類・パソコン等一部の商品については、カードの利用を制限することがあります。
7. 当社は、会員のカードが第三者によって不正に使用されるおそれがあると判断したとき、会員のカード利用を保留またはお断りすることがあります。このとき、会員は、当社が、会員に直接または加盟店を通じて所定の本人確認の調査を行なうことをあらかじめ承諾するものとします。
8. 会員は、カードの利用による売買取引上の紛議が生じたとき、会員と加盟店との間

において協議、解決するものとします。当社は、売買取引等に関して一切責任を負わず、またその内容について調査等を行なう責任も負いません。また、カードの利用により加盟店と取引した後に、会員と加盟店との合意によってこれを取り消すときは、その代金の精算については当社所定の方法によるものとします。

9. 会員は、売買取引の特定と内容確認のため、カード利用により購入した商品、サービス、通話、その他の取引の内容およびそれに関する情報が、加盟店から当社に開示されることを承諾するものとします。ただし、通話明細情報については、会員の事前の承諾を得たときのみ開示されるものとします。
10. 会員は、本条の定めに関わらず、当社が必要と認めたとき、カードの利用を制限されることがあることを承諾するものとします。また、カードシステム、通信回線、端末機のメンテナンスや故障・障害等のときには、カード利用ができないことがあることを承諾するものとします。当社は、これらにより会員に損害等が生じたとしても、何ら責任を負わないものとします。
11. 会員は、当社が適当でないと判断した加盟店において、カード利用できない事をあらかじめ承諾するものとします。

第7条（デビット取引の利用限度額）

デビット取引は、預金口座の預金残高（総合口座規定に基づく当座貸越の限度額ならびに自動貸越サービス規定に基づく貸越極度額を含む。）を超えて利用することはできません。ただし第10条第1項ないし第3項に該当するときは除きます。

第8条（デビット取引の決済方法）

1. 会員が第6条第1項ないし第4項に基づいて、加盟店と売買取引を行なったとき、加盟店は当該カード情報を当社にオンラインまたは所定の方法を通じて送付し、当社と加盟店を結ぶ加盟店設置の端末機またはコンピューターに取引承認を表わす電文が表示されたこと、または所定の方法で取引承認の通知がなされたことを条件としてデビット取引が成立するものとします。このとき、当社に対して売買取引債務相当額の預金引き落としの指示ならびに当該引落預金による売買取引債務の弁済委託がなされたものとみなし、加盟店からのデビット取引に伴う利用情報（以下「利用情報」という。）に基づき、即時に売買取引債務相当額を預金口座から引き落とします。（以下この手続を「保留手続」、保留された売買取引債務相当額を「保留額」という。）
2. 前項に定める保留手続については、通帳ならびに払戻請求書の提出は不要とします。
3. 加盟店との通信事情等により利用情報の到達が遅れたとき、当社は、当該利用情報の到達時点をもって保留手続を行なうものとします。
4. 本条第1項に定める保留手続完了後、当社は加盟店からデビット取引に伴う売上確定情報（以下「売上確定情報」という。）が到着した時点をもって、保留額から売買取引債務相当額を加盟店に支払います。
5. 加盟店との通信事情等により利用情報が到達せず、売上確定情報のみが到達したとき、当社は当該売上確定情報の到達時点をもって保留手続と加盟店への支払を行ないません。また、第6条第4項により、カード情報を事前に加盟店に登録する方法により、通信サービス料金、その他継続的に発生する各種利用代金の決済手段としてカードを利用するときには、売上確定情報のみが到達し、当該売上確定情報の到達時点をもって加盟店への支払を行ないません。
6. 会員が保留手続完了後、返品・解約等によりデビット取引をキャンセルしたとき、当社は後日、所定の手続により保留額を本会員の預金口座に返金します。
7. 会員が売上確定情報到達後、返品・解約等によりデビット取引をキャンセルしたとき、当社は後日、加盟店からの売上確定取消情報到達後に、当該取消情報に基づく

相当額を、本会員の預金口座に返金します。

8. 保留手続完了後、加盟店から売上確定情報が到達しないとき、当社は一定期間経過後、保留額を本会員の預金口座に返金します。ただし、その後加盟店から売上確定情報が到達したときは、当該売上確定情報到達時点をもって再度売買取引債務相当額の保留手続を行ない、加盟店への支払を行ないます。
9. 会員は、本条第6項ないし第8項の返金については当社所定の日数がかかることをあらかじめ同意するものとします。また、第7条の自動貸越サービス規定に基づく貸越極度額を利用していたとしても、当社は普通預金に返金するものとします。

第9条（海外利用代金の決済レート等）

1. 海外でのカード利用代金については、外貨をVisaの決済センターにおいて集中決済された時点でのVisaの指定するレートに、当社所定の手数料（海外取引関係事務処理経費に相当する手数料とする。）を加えたレートで円貨に換算します。
2. 会員が返品・解約等によりデビット取引をキャンセルしたときの返金についても、前項と同様に外貨をVisaの決済センターにおいて集中決済された時点でのVisaの指定するレートに、当社所定の手数料（海外取引関係事務処理経費に相当する手数料とする。）を加えたレートで円貨に換算します。
3. 会員は、海外におけるデビット取引について、外国為替ならびに外国貿易管理に関する諸法令等を遵守するものとし、これらの法令等を遵守するうえで当社が必要と判断した許可証、証明書その他当社が指定する書類等を、当社の求めに応じ提出することとします。また、当社判断により、デビット取引の利用を制限または停止するときがあることに、あらかじめ同意するものとします。

第10条（預金口座の残高不足等によるデビット取引の決済不能等）

1. 当社カードシステムのメンテナンス等によるシステムの休止時間中に到達した利用情報の売買取引債務相当額が、カードシステム稼働後に保留手続を行なう際の預金口座の残高を上回っていたとき、当社は、当該利用情報に基づく保留手続を行わず、売買代金に相当する額の全額を加盟店あるいは当社と加盟店が適当と認めた第三者に立替払いしたうえで、本会員に対し、当該立替払代金の弁済を請求するものとします。
2. 加盟店の売上処理手続等の理由から、到達した売上確定情報に基づく売買取引債務相当額が利用情報に基づく保留額を上回っていたとき、当社は一旦保留額を本会員の預金口座に返金したうえで、売上確定情報に基づく売買取引債務相当額を預金口座から引き落とします。この際に、本会員の預金口座の残高が、売上確定情報に基づく売買取引債務相当額を下回っていたとき、当社は、売買代金に相当する額の全額を加盟店あるいは当社と加盟店が適当と認めた第三者に立替払いしたうえで、本会員に対し、当該立替払代金の弁済を請求するものとします。
3. 第8条第5項において本会員の預金口座の残高が売上確定情報に基づく売買取引債務相当額を下回っていたとき、当社は、売買代金に相当する額の全額を加盟店あるいは当社と加盟店が適当と認めた第三者に立替払いしたうえで、本会員に対し、当該立替払代金の弁済を請求するものとします。
4. 前3項に定める立替払代金の弁済が完了していないものがあるとき、有効期限経過後あるいは第12条に定める会員資格の取消しとなった後あるいは第13条に定める退会等となった後であっても、本会員はただちにその弁済をしなければならないものとします。
5. 会員が、本条第1項ないし第3項に定める当該立替払代金を弁済しなければならないときは、当社はその債務と当社に対する本会員の預金その他の債権とを、その債権の期限の如何にかかわらず、いつでも相殺できるものとします。

6. 本条第1項ないし第3項に定める立替払代金の弁済が完了するまで、会員がカード利用により購入した商品の所有権は当社に帰属するものとします。

第11条（当社の債権譲渡）

本会員は、当社が会員に対して有する立替払代金債権を第三者に譲渡することについて、あらかじめ異議なく承諾するものとします。

第12条（カードの利用・貸与の停止、会員資格の取消し）

1. 当社は、本会員が第10条に定める立替払代金の弁済を怠る等本規約に違反したとき、あるいは違反するおそれがあるとき、その他当社が必要と判断したときには、次の各号の全部、または一部の措置をとることができます。
 - (1) カード利用の停止。
 - (2) カード貸与の停止ならびにカードの返却請求。
 - (3) 加盟店等に対する当該カードの無効通知。
2. 前項各号の措置は、加盟店等を通じて行なわれるほか、当社所定の方法により行なうものとします。
3. 本会員が次の各号のいずれかに該当するとき、その他当社が本会員として不適当と認めるときには、当社は、何らの通知、催告を要せずして、会員資格を取り消すことができます。このとき、本会員は、当社の指示に従ってただちにカードを当社へ返却、またはカードに切り込みを入れて破棄するものとします。
 - (1) 当社への届出事項に関して届出を怠ったとき。
 - (2) 当社への届出事項に関して虚偽の申告をしたとき。
 - (3) 本規約の各条項のいずれかに違反したとき。
 - (4) 第10条に定める立替払代金の弁済を怠ったとき。
 - (5) 支払の停止または破産・民事再生手続開始の申立があったとき。
 - (6) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
 - (7) 預金その他の当社に対する債権について仮差押または差押の命令、通知が発送されたとき。
 - (8) カードの決済状況またはカードの管理が適当でないと当社が判断したとき。
4. 本会員が、本条第1項ならびに第3項に該当したときには、家族会員も同様の措置を受けることとなります。

第13条（退会等）

1. 本会員は、当社所定の方法により退会を申し出ることができます。このとき、本会員は、当社の指示に従ってただちにカードを返却、またはカードに切り込みを入れて破棄するものとします。
2. 本会員が退会したときには、家族会員も同様に退会となります。
3. 家族会員のみが退会するとき、あるいは本会員が家族会員に対する代理人の指定を撤回・取り消すときは、退会、または代理人の指定を撤回・取り消す当該家族会員のカードを添え、当社所定の方法により当社へ届け出るものとします。

第14条（カードの紛失・盗難、偽造・変造および損害の補てん）

1. 会員が、カードの紛失・盗難、偽造・変造等により他人にカードならびにカード情報を使用されたとき、そのカードならびにカード情報の使用により生じる一切の売買取引債務については本規約を適用し、すべて本会員が責を負うものとします。
2. 前項にかかわらず、会員が紛失・盗難、偽造・変造等の事実を速やかに当社へ直接電話等により連絡のうえ、最寄りの警察署に届け、かつ当社所定の方法で指定期間内に必要な手続をしたときは、当社がその連絡を受理した日を含めて61日前まで

さかのぼり、当社は、その後が発生した損害について補てんします。ただし、次の各号のいずれかに該当すると当社が判断したとき、当社は、その損害を補てんいたしません。

- (1) 紛失・盗難、偽造・変造が会員の故意または重大な過失によって生じたとき。
- (2) 会員の家族、同居人、留守人その他会員の委託を受けて身の回りの世話をする者等、会員の関係者が紛失・盗難、偽造・変造に関与し、または不正使用したとき。
- (3) 戦争、地震等著しい社会秩序の混乱の際に紛失、盗難等が生じたとき。
- (4) カード利用の際、登録された暗証番号が使用されたとき。
- (5) カードが他人に譲与・貸与または担保差入れされているときに行なわれたカードの不正使用。
- (6) 当社所定の書類ならびに手続に必要な書類の提出を拒む、または当社指定期間内に提出がないときや提出したこれら書類の内容に不備・虚偽があるとき。
- (7) 当社ならびに保険会社等が行なう不正使用被害調査に協力しないとき。
- (8) その他本規約に違反しているとき。

第15条（カードの再発行）

当社は、カードの紛失・盗難・毀損・滅失等により会員が当社所定の届出を行ない、当社が適当と認めたときに限り、カードを再発行します。このとき、本会員は当社所定のカード再発行手数料を支払うものとします。

第16条（利用明細）

当社は、デビット取引の性質に鑑みたくて利用明細を発行しないものとし、第10条第1項ないし第3項に定めるデビット取引の決済不能等が発生したときも同様とします。ただし、会員から当社所定の方法にて依頼があったときには、本会員の届出住所に利用明細を送付するものとします。そのとき、本会員は当社所定の利用明細発行手数料を支払うものとします。

第17条（届出事項の変更）

1. 会員は、当社に届出た氏名・住所・電話番号・勤務先・メールアドレス・暗証番号・パスワード・決済口座・家族会員等の事項について変更が生じたとき、その他当社が必要と認めるときには、当社所定の方法により遅滞なく変更事項を届け出るものとします。
2. 前項の届出がないために、届出住所にあててなされた当社からの通知または送付書類その他の物が延着または未着となったときは、通常到着すべきときに会員に到着したものとみなします。ただし、届出を行なわなかったことについてやむを得ない事情があるときは、この限りではないものとします。

第18条（電話またはインターネット等による取引）

1. 会員は、当社が定める所定のサービス等の申込み、当社への照会、前条第1項に定める届出等を電話またはインターネット等により行なうことができるものとします。
2. 会員は、前項の取引を行なうとき、原則として第5条第3項により登録した電話取引用のパスワード、第5条第4項により登録したインターネット取引用のパスワードを用い、または当社が別に定めた方法によって行なうものとし、その内容は録音または記録され、当社に相当期間保存されるものとします。

第19条（利用確認メール）

1. 会員は、インターネットバンキング用とは別に、当社所定の方法でV i s a デビッ

- ト用のメールアドレスを登録することにより利用確認メールを受け取ることができません。当社は、取引の成立にかかわらず、利用確認メールを配信するものとします。
2. 当社は、加盟店から受領した加盟店名・利用金額等利用内容を利用確認メールに表示します。また当社がサービス向上やセキュリティ向上のために利用確認メールの表示項目を随時変更することに、会員はあらかじめ同意するものとします。
 3. 会員は、利用確認メールの配信を希望しないときは、当社所定の方法により配信を停止できるものとします。
 4. 当社は配信した利用確認メールが、当社所定の回数以上未達となったとき、会員に通知することなく利用確認メールの配信を停止します。なお、当社所定の方法でV i s a デビット用のメールアドレスを登録するまで利用確認メールの配信を行いません。また、当社は、「利用確認メール」の配信ならびに配信停止に伴う会員の不利益について一切責任を負わないものとします。

第20条（合意管轄裁判所）

会員と当社との間の訴訟その他法的手続については、訴額の如何にかかわらず、会員の住所地、商品等の購入地および当社の本店・支店・営業所所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を合意管轄裁判所とします。

第21条（準拠法）

会員と当社との諸契約に関する準拠法は、すべて日本法とします。

第22条（規約の変更・承認・準用）

1. 法令の変更、監督官庁の指示、金融情勢の変化その他の理由により、この規約を変更する必要がある場合には、民法その他の法令の規定に基づき、当社は、変更内容について当社ホームページの掲載、店頭掲示等、適宜の方法で周知することにより、これを変更できるものとします。変更された場合には、変更後の内容が適用されます。
2. 本規約に特段の定めがないとき、預金口座の機能については、当社の普通預金規定、総合口座取引規定、自動貸越サービス取引規定、キャッシュカード規定を準用するものとします。

以上
(2020年4月1日現在)